

令和3年4月1日

外国人研究者受入教員 殿
(各部局等総務担当係 御中)

財務部財務課資産係

国際的な人の往来再開に係る外国人研究者の受入再開に伴う
外国人研究者宿泊施設等の利用（予約）について（依頼）

令和3年3月30日付けで学長より発出された「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について（通知）」（以下、「通知」という。）に基づき、外国人研究者宿泊施設等を利用（予約）する場合には、以下の点を遵守して頂きますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 外国人研究者宿泊施設等を利用する場合は、利用開始日までに通知に基づく各種手続きをすべて完了していること。
2. 通知に基づき作成した誓約書・同意書の写しを、利用開始日までに財務課資産係にも1部提出すること。
3. 外国人研究者宿泊施設等は、入国後14日間の待機場所として使用することはできないので、待機が必要な場合には、別途、各自で用意すること。
4. 受け入れた外国人研究者の健康状態の確認は、受入教員（部局）の責任にて行い、発熱等、体調に異常が生じた場合には、速やかに財務課資産係又は外国人研究者宿泊施設に連絡すること。

【本件担当】

財務部財務課資産係

久保田・中村（内線 7140、7148）

外国人研究者宿泊施設

（099-286-4109 内線 4109）